

質 疑 応 答 書 1

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書10	落札結果の公表は総額のみで、単価公表はなしという認識でよろしいですか。	お見込みのとおりです。
2	入札説明書11 その他（3） 契約書（案） 第18条	入札説明書11その他（3）に契約手続における交渉の有無は無とありますが、契約締結にあたっては、契約書（案）第18条に記載のとおり、協議可能と考えてよろしいですか。	入札方法等の契約手続に関しては協議不可ですが、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
3	入札説明書9 (3)	郵送で、1回目のみ入札に参加する場合、2回目の入札書に「辞退」と明記した入札書の提出が必要ですか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。
4	入札附属書	入札金額の積算に伴う端数処理について、以下の認識で相違ありませんか。 ① 基本料金（1）欄は、力率割引（仕様書記載の標準力率100%）を適用し積算後の金額を記載する。 ② 各月の基本料金と電力量料金の小計（1）（2）においては、小数点以下第2位まで保持（小数点以下第3位を四捨五入）し、円未満の端数処理は行わない。	① 基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。 ② 入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載しているとおり、各月の基本料金と電力量料金の合計から割引料金を控除了した合計金額に1円未満の端数があるときには、その全部を切り捨てた金額を記入してください。
5	契約書（案）	契約書に以下の文言を追加させていただけますか。 乙（供給者）は、この契約の締結後、乙の定める電気契約要綱・標準料金表に変更がある場合、乙は甲（入札実施機関）へ通知表に基づき、契約金額を変更することができる。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。なお、契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

番号	仕様書頁等	質問	回答
6	入札説明書4 (4)	入札に参加する者に必要な資格として、入札説明書4（4）に「入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は本市の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと」と定められていますが、仮に、入札の日以降、落札者との契約締結が決定するまでの間に、落札者が指名停止となつた場合は、当該入札の扱いはどうなりますか（成立しますか）。	落札決定後、契約の締結までの間に指名停止の措置を受けたことをもって、当該落札決定の取消しは行いません。
7	入札附属書	当社は算出率を用いて予備電力の料金を算出するため、予備電力については、小数点第3位まで生じることがございます。入札金額を積算するにあたり、小数点第3位までの単価を用いて積算し、仮に弊社が落札した場合は、小数点以下第3位までの単価での契約となりますが、ご了承いただけますか。	問題ありません。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 2

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		入札書と内訳書につきまして、割印、ホッチキス留めなど、指定はありますか。	入札説明書に記載するものほか、指定はありません。
2		入札書郵送提出時の外封筒として、簡易書留と同等の取り扱いとなる「レターパックプラス」（追跡、対面での配達可）を用いて送付することは可能でしょうか。	入札説明書9（4）イに記載のとおり、郵便により提出する場合は、配達証明付書留郵便に限ります。
3		弊社では電気料金のお支払は、振込、口座振替、クレジットカード払いのみとなり、振込みの場合振込手数料はお客様負担をお願いしておりますがご了承いただけますでしょうか。	問題ありません。
4		弊社では計量日以外での送電（開始）切替が対応できかねます。送電開始日は計量日と同日でしょうか。供給地点の計量日をご教示いただけますでしょうか。	現行の契約における計量日は毎月1日ですので、送電開始日（令和6年4月1日）と同一です。
5		仮に弊社が落札者となった場合、契約書の内容について落札後に協議いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、契約書に記載がない事項については、必要であれば、契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。
6		電気料金の計算は需要場所単位に行います。需要場所に会計主体の異なるテナント等があつても、電気料金を分割して計算、ご請求することはできませんが、よろしいでしょうか。また、電気料金のご請求は需要場所単位の一通の請求書で良いが、電気料金の支払（振込）を複数の事業者から行われるということはありますでしょうか。	需要場所に会計主体の異なるテナント等はありません。また、電気料金の支払（振込）が複数の担当部署等から行われることはありません。
7		入札対象施設の現供給者を教えてください。最終保障契約の場合その旨もお知らせいただけますか。別途必要書類の提出が必要となる場合がありますのでご了承いただけますか。（切替時に必要となります。）	現供給者は、中国電力株式会社です。 最終保障契約ではありません。 別途必要書類の提出については、協議によります。

番号	仕様書頁等	質問	回答
8		弊社が落札した場合に、弊社独自の算定方法に基づき、燃料費調整額（電源調達調整単価）を算出することは可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、独自の算定手法に基づき、燃料費等調整を実施することはできません。
9		燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での提案、契約締結は可能ですか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。
10		基本料金、従量料金の端数処理に指定はありますか。	入札説明書9(3)エ(注)2ただし書きに記載のとおりです。
11		弊社は郵便で入札書を提出し立ち合いは出来かねます。2回目以降の入札を辞退する場合の辞退方法を教えてください。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 3

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	入札説明書 9 入札の方法 (11) 燃料調整費等	弊社は現在、貴市の複数施設にて、燃料費調整額が発生しない（請求を行わない）料金制度での契約を行っています。 本件入札においても、同様の料金制度での契約締結は可能でしょうか。	燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、契約書第18条第1項に基づき、燃料費等調整を行わない旨の協議を行うことも可能です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 4

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	契約書(案) 第11条	<p>弊社は1施設に対して一枚の請求書の作成となっており、分割請求には対応致しかねます。またお支払いに関しましても以下の例1のようなご要望の場合は、お客様から入金の内訳を事前にお知らせしていただくことになりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>(例1) 庁舎 ○, ○○○円 自販機 ○, ○○○円に分けて別々に入金します。</p>	支払請求書の分割発行を求めるはありません。また、支払いを別々に入金することもありません。
②	仕様書 その他	<p>地域の一般電気事業者が値上げをした場合、弊社も値引き%は変えずにスライドで値上げをさせていただくことになりますが、その際契約単価見直しをご対応いただけますか。</p>	契約金額の改定は、契約書第2条第2項の規定に基づく協議によることとなります。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 5

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
①	代金の請求	・請求書の表記(2024年〇月分)について、弊社の料金算定の都合上、2024年4月1日から2024年4月30日まで使用した電気料金は、2024年4月分電気料金としてご請求することとなります。また、燃料費調整額の適用は2024年4月分となります。これについて、経理上不都合はございませんか。	問題ありません。
②	代金の請求	・弊社では1需要場所に対して1枚の適格請求書を発行いたしますが、1需要場所の請求を按分し複数のご使用者様へ分割して請求する必要はありますか。その場合の請求書は適格請求書に該当しませんがご了承いただけますか。	支払請求書の分割発行を求めるとはありません。
③	代金の請求	・質問②の対応が不要な場合であっても、1需要場所の料金を複数箇所から支払われる可能性はございますか。	電気料金の支払を複数に分けて行うことはありません。
④	入札書の送付	・入札書及び入札附属書はホチキス止め、割印等のご指定はございますか。	入札説明書に記載するもののはか、指定はありません。
⑤	入札書の送付	・第2回目以降の入札を辞退とする場合は、第1回目の入札書のみを送付することで問題ないでしょうか。	2回目以降の入札を辞退する場合は、2回目の入札書に「辞退」と明記して封筒に入れ、1回目の入札書を入れた封筒と合わせて二重封筒とし、郵送してください。3回目の入札書の提出は不要です。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 6

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1		現在の契約電力会社及び契約種別の開示願います。 例)〇〇電力会社 産業用、業務用又は、業務用電力、高圧電力等	中国電力株式会社です。 契約種別は、特別高圧TOUBです。
2		予備線・予備電源またはその他オプション契約はありますか。ある場合は、予備線・予備電源またはその他オプション契約の名称及び契約電力を開示願います。	予備線2, 444kWがあります。
3		各契約の毎月の計量期間をご教示願います。例) 4月1日～4月30日	毎月、1日から末日までです。
4		応札から契約終了までの期間に弊社及び当該エリアを管轄する電力会社の料金改定及び約款等の変更があった場合には、料金改定及び約款等の変更、応札額について協議を行うことは可能でしょうか。	一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき変更協議を行うことは可能です。 なお、入札に当たっては、入札説明書9(3)ウ(注)などに記載している入札額の積算に関する留意事項を十分に確認してください。
5		弊社の毎月の電気料金の請求(請求書)は「毎月の基本料金(小数点第二位まで)+毎月の電力量料金(小数点第二位まで)=電気料金(小数点切捨)」になります。入札付属書の記載方法と一致しない場合がございます。ご理解願います。	電気料金の算定は、契約書第10条第1項に記載のとおり、同条第2項から第4項に従って算定した基本料金及び電力量料金の合計から、割引がある場合はこれを引いた金額を電気料金とし、当該電気料金に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた金額を電気料金(請求額)としてください。
6		契約電力が500kW以上の協議制契約の場合、設定された契約電力を越えた際に契約超過金が発生する点に留意願います。また契約時に協議制契約の契約電力を変更する場合、別途手続きが必要となり必要書類の提出と切替までに追加日数をいただきます。その場合、供給開始日について別途協議をさせていただけますようお願い申し上げます。	契約電力の増減については、契約書第8条に記載のとおりです。また、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。

7	自動検針装置が設置されていない施設について、自動検針装置に切り替わる可能性があります。また設置できない場合は、毎月の30分値デマンドデータの開示ができない、送配電の検査員が訪問する等の他施設とは異なる場合がございますのでご了承ください。	自動検針装置が設置されています。	
8	内訳書には、力率割引を反映した金額を記載する認識で合っていますでしょうか。	基本料金の積算について力率割引を適用するのであれば、それに基づく積算をしてください。	
9	請求書を複数に分割する必要がある場合、対象となる事業者について別途リストの提供をお願いします。また毎月、請求金額確定後にポータルサイトから電気料金請求書をダウンロードいただき、各事業者の分担金額を記載したリストを作成いただき、共有をお願いします。共有されたリストをもって分割した請求書を発行させていただきます。	支払請求書の分割発行を求めるはありません。	
10	落札となった場合、支払方法は口座振替と銀行振込のどちらになりますか。銀行振込により振込手数料が発生した場合、民法第484条、第485条の「持参債務の原則」に基づき該当手数料は振込者のご負担となります。予めご了承願います。	広島市指定金融機関から支払います。	
11	落札となった場合、契約書に記載以外の条項について、弊社約款を適用するため、弊社フォーマットの電力需給申込書を提出願います。※署名のみで押印不要。	別途必要書類の提出については、協議によります。また、契約書に記載のない事項については、協議後、覚書等で対応することとも可能です。	
12	落札となった場合、契約書（案）の条項について、弊社リーガルチェックを踏まえ、覚書で契約書に記載の内容を調整いただくことは可能でしょうか。	条文の追加・変更はできませんが、必要であれば、協議後、覚書等で対応することは可能です。	

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。

質 疑 応 答 書 フ

番号	仕様書頁等	質 問	回 答
1	仕様書	各施設の現在の電力供給会社を教えて下さい。	中国電力株式会社です。
2	仕様書	各施設について、自動検針装置はついていますか。	自動検針装置はついています。
3	仕様書	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kW)、使用予定期間を教えて下さい。	自家発補給電力の契約はありません。
4	説明書	入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。	入札説明書9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は提出日を記入してください。
5	説明書	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)	お見込みのとおりです。
6	その他	弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行しております。お客様にはお客様専用Webページにて請求書を確認頂くことになりますが、問題ありません。(Webからダウンロード可能)	Webからダウンロードし印刷したものが、適法な支払請求書であれば、問題ありません。
7	その他	電子請求書が不可の方 弊社では特別処置として紙請求書の対応を行った場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の15日前後となります。 また、GW等長期連休時に20日頃になる可能性がございますが、ご承諾いただけますでしょうか。 ※お支払いにつきましては、請求書受領後30日以内に振込となります。(年度末でも同様)	問題ありません。
8	その他	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に	支払請求書の分割発行を求めることがありません。

番号	仕様書頁等	質問	回答
		請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか？	
9	その他	<p>弊社の請求書は、原則、翌月10日迄より順次Webサイト上で開示、請求書受領後30日以内に振込となります。</p> <p>なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。</p> <p>※分散検針の施設（検針日が1日以外）につきましても通常月と同様の対応になりますので、ご注意ください。</p> <p>例　5日検針日　2月使用分　2/5～3/4までの請求書→翌月4/10頃にWebサイトへ掲載</p> <p>3月使用分　3/5～4/4までの請求書→翌々月5/10頃にWebサイトへ掲載</p> <p>電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません。</p>	問題ありません。
10	その他	<p>施設において建築・増築にかかる移転はございますか。また、供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事（設置・撤去を含む）のご予定はありますでしょうか。</p> <p>また、契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定期日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。</p> <p>※契約開始直後：直近6か月前後（23年4月供給開始の場合⇒対象：22年10月～23年6月）</p>	<p>建築・増築にかかる移転はありません。</p> <p>供給開始後期間中に水処理設備の更新工事を予定していますが、契約電力の変更是予定していません。</p>
11	説明書	<p>開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。</p> <p>あるいは開札結果を開札日（あるいは翌日）に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。</p>	<p>広島市ホームページで、落札金額を総額のみ公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行う予定はありません。</p>
12	その他	<p>当該地域を管轄する電力会社（一般送配電事業者を含む）による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。</p> <p>当社は当該地域管轄電力会社と結んで</p>	<p>一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。</p>

番号	仕様書頁等	質問	回答
		います契約内容（電気需給約款、託送供給約款）に基づいて入札額（入札単価）を決定しているため、協議不可の場合は当社の入札への不参加となる場合がございます。	
13	その他	電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。	協議のうえ対応可能です。
14	その他	※データ等をお持ちでなく提供ができない方のみ データ等をお持ちでなく提供が不可ということでしたら落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となります がこういった対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。	データはあります。
15	その他	落札時、電力切替え手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	協議のうえ電力切替え手続きに必要な情報のみ、資料提供することは可能です。
16	その他	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか (500kW以上の協議制契約の場合) ⇒+契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	ありません。
17	その他	契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合、仕様	協議のうえ決定します。

番号	仕様書頁等	質問	回答
18	その他	<p>書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますですがご了承いただけますでしょうか。</p> <p>契約電力が1施設で500kW以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と2022年12月～2023年11月の1年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。</p> <p>例：</p> <p>契約電力:○○kW 最大需要電力実績: 2023年8月○○kW</p>	<p>契約電力：2, 444 kW 最大需要電力実績： 2022年12月 1, 896 kW 2023年 1月 1, 780 kW 2023年 2月 1, 568 kW 2023年 3月 1, 896 kW 2023年 4月 2, 340 kW 2023年 5月 2, 220 kW 2023年 6月 2, 196 kW 2023年 7月 2, 244 kW 2023年 8月 2, 068 kW 2023年 9月 2, 252 kW 2023年10月 1, 384 kW 2023年11月 2, 308 kW</p>
19	説明書	落札後5日以内の契約締結について期間の調整は可能でしょうか。また、郵送状況等での遅れも日数内に含まれるのでしょ	入札説明書に記載のとおり、落札決定した日から5日以内の日付で契約書を取り交わしてください。
20	仕様書	予備回線の契約電力は何kWでしょうか。	2, 444 kWです。

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。